

会議要旨

会議名称	第9期・第2回米沢市介護保険運営協議会		
開催日時	令和7年3月19日（水）13：30～15：00		
開催場所	米沢市役所 3階 庁議室		
出席者	委員区分	氏名	所属団体等
	1号委員 （会長）	加藤 守匡	米沢栄養大学 教授
	1号委員	田中 雄二	米沢市医師会 理事
	1号委員	丸山 憲嗣	社会福祉法人米沢弘和会 総務部長
	1号委員 （副会長）	渡部 宏一	米沢市歯科医師会 副会長
	2号委員	岡崎 正	米沢市民生委員児童委員連合協議会 副会長
	2号委員	草刈 美紀	米沢市ボランティア連絡協議会 会長
	2号委員	齊藤 麗子	米沢市老人クラブ連合会 松川地区女性部代表
	2号委員	鈴木 ひろ子	米沢市社会福祉協議会 権利擁護課 主任
	2号委員	多田 智美	米沢市地域包括支援センター連絡会 会長
	2号委員	長沼 勇作	米沢市介護支援専門員連絡協議会 会長
	2号委員	房間 修一	米沢市コミュニティセンター館長会
	3号委員	五十嵐 勝	被保険者代表
	3号委員	木村 典子	被保険者代表
	3号委員	情野 薫	被保険者代表
欠席者	2号委員	菅井 晃子	山形県置賜総合支庁地域保健福祉課 地域福祉専門員
事務局出席者	健康福祉部長、税務課長補佐、納税課長、保険年金課長、社会福祉課長、健康課長、高齢福祉課長、高齢福祉課長補佐、高齢福祉課地域包括支援主査、高齢福祉課介護認定給付主査、高齢福祉課高齢者福祉主査、高齢福祉課事業管理主査、高齢福祉課事業管理担当・担当者		
傍聴者	なし		
会議次第	1 開会 2 会長あいさつ 3 報告 （1） 居宅介護支援事業所等の新規指定等について （2） 看護小規模多機能型居宅介護の新規指定の辞退について （3） 第9期介護保険料における基準所得金額の見直しについて （4） 令和6年度地域包括支援センター運営について		

	4 協議 (1) 令和7年度地域包括支援センター設置・運営について(案) (2) 指定介護保険施設・事業所の休止期間について (3) 地域密着型サービス事業所の新規指定について (4) 小規模多機能型居宅介護の登録定員の変更について 5 その他 6 閉会
会議内容	
1 開会	
2 会長あいさつ	皆さんこんにちは。本日は天候も少し崩れているところ、お集まりいただきありがとうございます。 本日も報告事項・協議事項がありますので、意見を活発に出していただければと思います。よろしくお願いいたします。 規定により、会長が会議の議長となっているため、ここからの進行は会長に引き継ぐ。 なお、本会議の定足数は規定要件を満たしているため、本協議会は成立する。 また、本日の会議及び会議録について非公開とすべき案件はないと事務局から報告がある。
3 報告	
(1) 居宅介護支援事業所等の新規指定等について	事務局から報告があった。質疑はなかった。
(2) 看護小規模多機能型居宅介護の新規指定の辞退について	事務局から報告があった。質疑はなかった。
(3) 第9期介護保険料における基準所得金額の見直しについて	事務局から報告があった。質疑はなかった。
(4) 令和6年度地域包括支援センター運営について	事務局から報告があった。
主な質疑は以下のとおり	

【委員】

基幹型地域包括支援センターの統括力と支援の賜物が地域ケア会議や個別地域ケア会議の開催につながったと思う。感謝している。

4 協議

(1) 令和7年度地域包括支援センター設置・運営について（案）

事務局から説明があり、事務局の提案のとおり承認された。

主な質疑は以下のとおり

【委員】

米沢市社会福祉協議会地域包括支援センターについては、西地区・南地区と広範囲を担当している。それに応じてセンター職員数も8名という配置になっているが、実際の業務では、西地区・南地区それぞれ4名ずつで分けているのか、それとも2地区合わせて8名なのか教えてほしい。

【事務局】

当センターは、2地区合わせて8名で業務を行っている。

(2) 指定介護保険施設・事業所の休止期間について

事務局から説明があり、事務局の提案のとおり承認された。

主な質疑は以下のとおり

【委員】

「やむを得ない事情があるとみられる場合には12か月を超える休止を認めることとする」とあるが、やむを得ない事情というのは、具体的にどのような場合を考えているのか教えてほしい。

【事務局】

例えば、人材不足が理由で、ある年の1月まで休止予定だったが、新たに採用した人材が4月入職と確定している場合、3月まで休止期間を延長することはやむを得ないと考えられる。

【委員】

無期限休止中の事業所が増えているとのことだが、実際どのくらいの休止期間が多いのか。

また、休止・廃止したあとの手続き上の違いから、休止を選択する事業所が多いと思うが、その手続き上の違いを教えてほしい。

【事務局】

休止期間の詳細だが、一番長いところで平成28年から休止している。一番短いところでは5か月。その他は1年を超えるところがほとんどである。休止の主な理由は人材不足となっている。

手続き上の違いについては、再開する場合は、再開届の提出のみで再開可能となる。一旦廃止して新規指定を再度受ける場合は、新規指定申請の書類を提出し、高齢福祉課職員が現地確認を行った上で新規指定を受ける流れとなる。

【委員】

ここ1、2年、やはり休止・廃止の事業所が多くなっていて、その情報を市民はどのように把握しているのかと疑問に感じた。利用者がサービスを選択・利用する際、考えていた事業所が休止・廃止していたとなると利用者も選びづらくなる状況が生じる。

なお、米沢市のホームページを見たが、そういう情報はなかった。山形市のホームページには事業所の一覧表があり、休止中の事業所は色付けされ、はっきりと分かるようになっていた。ホームページ等を活用しタイムリーに休止・廃止の状況が分かるようになると良い。

【事務局】

サービス事業所の情報については、「すこやか介護保険」という冊子に記載しているが、タイムリーな休止・廃止の情報は記載していないため、米沢市ホームページ等への情報掲載に向けて今後検討していく。

また、見る機会の多い高齢者にとって分かりやすいように、紙ベースでも検討していく。

【委員】

廃止を避けられることが一番良いと思う。市として予防策を考えているのか確認したい。

【事務局】

特に介護分野は人材確保が大変厳しい状況にあり、そして休止・廃止の主な理由も人材不足である。現時点では、人材確保に対する明確な策はないが、離職者を減らすための研修等をこれまで企画してきた。

また、令和7年度の事業では、高校生などに介護職の魅力をアピールするために、現役の介護職員へのインタビューなども交えた特集記事を作成する予定である。

【委員】

休止している事業所の状況を調べずに、期限が来たら廃止というのは非常に無責任だと思う。やはり、休止する事業所の実態を市として責任を持って調べ、状況に応じて手当していかないといけない。

【事務局】

まず、休止期間が1年を超えてから再開する事業所は少ないという状況がある。

そして、休止期間の上限設定の一番の趣旨は、3年ごとの介護保険事業計画を策定する際、長期間休止している事業所もサービス供給事業所の一つとして加えることになり、介護事業所のサービス供給量の見込みと65歳以上の人口を踏まえて介護保険料を算出するのに影響が出るためである。

また、実態把握はきちんとすべきと捉えている。休止届を提出した事業所に対し聞き取り等の実態把握を行い、再開が見込めない事業所についてはこの運用で進め、やむを得ない事情があれば休止期間の延長も認める。

(3) 地域密着型サービス事業所の新規指定について

事務局から説明があり、事務局の提案のとおり承認された。
質疑はなかった。

(4) 小規模多機能型居宅介護の登録定員の変更について

事務局から説明があり、事務局の提案のとおり承認された。
主な質疑は以下のとおり

【委員】

当該事業所の休止期間を教えてください。

【事務局】

昨年(2019年)の10月1日から無期限となっている。

5 その他

事務局から、来年度の運営協議会への協力依頼と本市の認知症施策に係る活動が認知症サポーター優良活動事例で全国表彰を受けた件について説明。

質疑はなかった。

6 閉会

第9期・第2回米沢市介護保険運営協議会が終了。次回は令和7年6月開催予定。